

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015函第29号
事故等種類	転覆
発生日時	平成27年6月6日 08時10分ごろ
発生場所	北海道函館市山背泊漁港西方沖 山背泊港南防波堤灯台から真方位253° 1,840m付近 (概位 北緯41° 46.84′ 東経141° 06.54′)
事故等調査の経過	平成27年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 広辰丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-118794（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、山背泊漁港西方沖のこんぶ養殖施設（以下「本件施設」という。）において、機関を停止して漂泊し、船長が左舷船尾に立って、こんぶが植え付けられた幹綱を「左舷側のブルワークに設置された5本のY字型の金具」（以下「本件金具」という。）に掛け、こんぶに絡んだ雑海藻等の駆除作業を行っていた。</p> <p>船長は、本船の左舷側に漁具の重量等がかかり、船体が左舷側にやや傾斜した状態で駆除作業を行っていたところ、約4時間が経過した頃、浮玉の沈み具合を見て潮流が強まってきたことが分かったので、本件金具から幹綱を外すこととした。</p> <p>本船は、船長が幹綱を外そうとしたものの、幹綱から海中に垂れていたこんぶに強い流圧がかかって横引き状態となり、平成27年6月6日08時10分ごろ左舷側へ転覆した。</p> <p>船長は、転覆した本船の船底に這い上がって救助を待ち、08時40分ごろ付近住民の通報により来援した水難救済会所属船に救助された。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて山背泊漁港に戻った。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 北西流（流速不詳）、水温 約10℃</p>
その他の事項	本船のこんぶ養殖漁は、幹綱に約20cm間隔で苗を挟んで育成し、6月下旬から収穫するもので、こんぶは本事故当時、幅約30～40cm、長さ約6～7mに成長していた。

	<p>本件施設周辺の海域では潮流が複雑で、地元の漁業関係者は、発生状況を予測するのが難しいため、現場で浮玉の沈み具合を見て判断していた。</p> <p>船長は、日頃、潮流の状況を考慮して本件金具に掛ける幹綱の長さを加減していたが、本事故当時、他の漁業者よりも作業が遅れていたこともあり、効率よく作業を行うために幹綱を長く掛けていて、潮流が強まってきた際、本件金具から幹綱を外せなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、山背泊漁港西方沖の本件施設で雑海藻等の駆除作業をして漂泊中、本件金具に掛けた幹綱から海中に垂れていたこんぶに強い流圧がかかって横引き状態となったことから、左舷側に転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、山背泊漁港西方沖の本件施設で雑海藻等の駆除作業をして漂泊中、本件金具に掛けた幹綱から海中に垂れていたこんぶに強い流圧がかかって横引き状態となったため、左舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流が急激に変化することがあるので、養殖施設では浮玉の状況に留意し、早めの作業中断を心掛けること。